

## 豊橋市広報紙広告掲載基準

市が発行する広報紙に民間事業者等の広告を掲載するにあたっては、その広告表現について、豊橋市広告掲載要綱（以下「要綱」という。）第3条及び豊橋市広告掲載基準（以下「掲載基準」という。）に規定する事項のほか、次の各号に掲げる事項について審査し、掲載の可否を判断するものとする。

### 1 禁止事項

- (1) 豊橋市広報と類似するデザイン及び字体を使用するもの
- (2) 読者が市の事業であると錯誤しやすいもの
- (3) 個人の人権及びプライバシーを不当に侵害するような表現
- (4) 当該業種において、関係法令等に広告等の制限があり、当該規定を遵守していないもの

### 2 色調

- (1) 文字色と背景色のコントラストは十分にとり、また、背景に模様のある画像や写真などを使用する場合は文字の周りを縁取るなどして、文字を読みやすくするように配慮すること。
- (2) 赤、黒色などの原色を使用するときは、広告枠の1/4以下とすること。
- (3) バランスのとれた配色とすること。
- (4) ユニバーサルデザインに配慮し、視覚障害の読者にも読める配色とすること。

### 3 規格等

- (1) 広告掲載場所は広報紙裏表紙全面及び広報紙中面で市が指定する頁全面で紙媒体のみとし、その大きさは、天地：24.0cm、左右：18.0cmとする。
- (2) 広告枠は1頁ごとに1枠で分割は不可とし、広報紙裏表紙全面及び広報紙中面で同一広告の掲載は可とする。
- (3) 刷り色は、4色とする。
- (4) 使用する文字は、原則として、広告中は10ポイント以上50ポイント以内とする。ただし、注釈やキャプションについては、10ポイント未満も可とするが、最小でも、6ポイント以上とする。38ポイント以上の文字をスミで処理しようとするときは、スミベタとせず、スミアミ80%程度をかけるものとする。
- (5) 漢字、音訓、仮名遣い、送り仮名、カタカナ表記及びローマ字のつづり方は、原則として、次の内閣告示等に準ずる。
  - ア 常用漢字表（昭和56年内閣告示）
  - イ 現代仮名遣い（昭和61年内閣告示）
  - ウ 送り仮名の付け方（昭和48年内閣告示）
  - エ ローマ字のつづり方（昭和29年内閣告示）
  - オ 外来語の表記（平成3年内閣告示）

カ 最新用事用語ブック（第5版）（時事通信社編）

- （6）広告枠の罫線は、1.4ポイント、色は、黒の囲み罫線とする。
- （7）広報紙を切り取り割引券として使えるような広告の掲載は不可とする。
- （8）広告掲載の位置は市が決定する。

#### 4 掲載する広告の範囲

- （1）掲載する広告は、行政広報紙の性格上、その品性を害さないものとする。
- （2）掲載する広告は、特定の業者及び業種に不利益を与えない中立性のあるものとする。

#### 5 掲載基準に定めのない業種及び広告内容については、広告審査会で別途協議のうえ、審査するものとする。

#### 6 広告表示について

- （1）広告に対する責任の所在を明確にするため、広告に広告主の名称（法人名、代表者名またはその名称が通常一般に理解できるもの）、所在地及び電話番号を明記しなければならない。

※正規の団体名や会社名を使わず、通称などの別の名称で掲載する場合、その名称は、通常一般の人が理解できるものでなければならない。

- （2）官公庁、財団等の公益団体、またはブランド力のある企業と紛らわしい社名やグループ企業を記載し、いかにも関連会社であるかのような表示は確認のうえ掲載する。

※正式に登録された社名であるか確認する。

※「〇〇グループ」などの表示があるときは、事実関係を確認する。

※上記以外にも、講習会の名称に有名企業名を使用したりしている広告は事実関係を確認する。

附 則

この基準は、平成23年11月30日から施行する。

附 則

この基準は、平成24年11月30日から施行する。

附 則

この基準は、令和5年11月30日から施行する。